

(1) 介護保険自己負担分

認定区分	基本単位数 (A)	加算単位数 (B)	単位数合計 (C) : (A) + (B)	介護職員処遇改善加算 I (D)	介護サービス費 (10割) ①	介護保険から給付される金額 ② (9割又は8割又は7割)	自己負担額 (1日分) (1割又は2割又は3割)	
	1日	1日	1日	(C) × 8.3% 小数点以下四捨五入	C+D× 10.33 円 小数点以下切り捨て	①×0.9 (又は0.8又は0.7) 小数点以下切り捨て	①-②:(①×0.1又は0.2又は0.3) 小数点以下繰り上げ	
要支援1	514 単位	30 単位	544 単位	45 単位	6,084 円	5,475 円	1割	609 円
						4,867 円	2割	1,217 円
						4,258 円	3割	1,826 円
要支援2	638 単位	30 単位	668 単位	55 単位	7,468 円	6,721 円	1割	747 円
						5,974 円	2割	1,494 円
						5,227 円	3割	2,241 円

※上記の加算単位数内訳：サービス提供体制強化加算 I (18単位/日) ・機能訓練指導体制加算 (12単位/日)

その他の加算として、送迎加算 (184単位/片道) ・療養食加算 (8単位/回：1日3回を限度)

※介護職員処遇改善加算 I は、1ヵ月の総利用単位数×8.3%で算定となります。

※尚、加算単位の1単位は、地域によって異なり、1単位は10.33円となります。(仙台市：6級地)

(2) 滞在費及び食費

負担段階	対象者	滞在費	食費	1日あたり
第1段階	・配偶者と世帯全員が市町村民税非課税で、本人が老年福祉年金を受給している方 ・生活保護を受けている方	820円	300円	1,120 円
第2段階	・配偶者と世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金及び非課税年金 (障害年金、遺族年金等) の年金収入額の合計が80万円以下の方	820円	390円	1,210 円
第3段階	・配偶者と世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金及び非課税年金 (障害年金、遺族年金等) の年金収入額の合計が80万円を超える方	1,310円	650円	1,960 円
第4段階	・本人が市町村民税非課税で、配偶者または世帯の中に市町村民税を課税されてされている方がいる方 ・本人が市町村民税を課税されている方	2,570円	1,600円	4,170 円

※預貯金等が一定額以下であること： ・単身の方：1,000万円以下 ・配偶者がいる方：2人の合計額が2,000万円以下

(3) 利用料金日額 ((1)+(2))：円

認定区分	第1段階		第2段階		第3段階		第4段階	
	1割	2割	1割	2割	1割	2割	1割	2割
要支援1	1割	1,729 円	1割	1,819 円	1割	2,569 円	1割	4,779 円
	2割	2,337 円	2割	2,427 円	2割	3,177 円	2割	5,387 円
	3割	2,946 円	3割	3,036 円	3割	3,786 円	3割	5,996 円
要支援2	1割	1,867 円	1割	1,957 円	1割	2,707 円	1割	4,917 円
	2割	2,614 円	2割	2,704 円	2割	3,454 円	2割	5,664 円
	3割	3,361 円	3割	3,451 円	3割	4,201 円	3割	6,411 円